

## 令和2年度監査結果報告について

令和2年度監査報告書(財務監査結果報告及び財政援助団体等監査結果報告)を、本日、監査委員が市長に提出しました。監査報告書は別添のとおりです。

### 1 監査結果の概要

#### (1) 監査対象

主として平成31年4月1日から令和2年8月31日までに執行した事務等について、次の区局本部及び団体を対象に監査を実施

財務監査(経理事務関係)・・・中区など3区、温暖化対策統括本部など22局本部  
財務監査(工事関係)・・・鶴見区など18区、環境創造局など8局  
財政援助団体等監査・・・一般社団法人横浜みなとみらい21など11団体

#### (2) 監査の結果

監査の種別	財務監査		財政援助 団体等監査	計
	経理事務関係	工事関係		
指摘事項 <sup>注1</sup>	98事例	43事例	30事例	171事例
意見 <sup>注2</sup>	3件	1件	1件	5件

注1・・・違法・不当な事項であり改善が必要なもの、又は経済性、効率性及び有効性の観点から改善が必要なもの。事例の数は、指摘事項に該当する行為について、同様の行為を1事例としてカウントしたもの。同様の行為が複数発生しても事例数は1となる。

財政援助団体等監査については、本市所管課に係る分を含む。

注2・・・監査委員が指摘事項等を踏まえ改善に向けて付す見解、又は監査の対象範囲にかかわらず組織及び運営の合理化に向けて付す見解

### 2 監査委員からの主な意見等

#### (1) 監査を振り返って(P.3)

過去の監査において指摘された事務処理ミスについて、これまでも同様の事務処理ミスが繰り返し発生しているが、今回の監査においても、同様の指摘をせざるを得ない状況であった。

令和2年4月からは内部統制制度が導入され、本市でも「横浜市内部統制基本方針」が策定された。内部統制の推進に当たっては、ただ単に今回の地方自治法改正への形式的・一時的な対応を図るのではなく、継続的に見直しを行いながら、より適正な業務執行につながる取組が望まれる。そのためには、全職員が主体的かつ継続的に取り組むことはもちろんのこと、各種の制度を所管する課の果たす役割も、重要であると考えます。

適正な業務執行を行うことが、行政の信頼性を確保することとなり、市民サービスの向上にもつながることから、職員の積極的な取組を期待している。

#### (2) 財務監査

##### ア 経理事務関係

###### ＜監査の結果＞

- 重点項目として監査した公有財産(土地・建物)の管理事務については、公有財産台帳への登録漏れや削除漏れなどが見受けられた。
- 物品購入、委託及び物品管理に係る事務処理ミスなど、過去の指摘事項と同様の不適正な事例が見受けられた。

**意見 公有財産（土地・建物）の適切な管理に向けた取組 (P. 9)**

- ・各区局においては、財産管理の重要性を認識し、公有財産台帳への登録等を確実に行うためのチェック体制を構築することや現地調査の際などに公有財産台帳への登録状況を確認することが必要である。
- ・公有財産を総括する財政局においては、公有財産台帳への登録漏れなどが発生している状況を鑑み、各区局に対して、公有財産の管理を適切に行うための一層の指導をすることが求められる。

**意見 不適正な経理事務の再発防止に向けた取組 (P. 45)**

- ・経理事務の制度所管課等は、過去の指摘事項と同様の指摘が続いていることを踏まえ、現在の制度に事務処理ミスを生じさせる要因がないか、今までに行ってきた周知によって必要な情報が実務を行う職員に十分に伝わっているかという視点に立って、改めて制度や周知方法を点検することが求められる。
- ・全ての区局本部長は、内部統制制度の導入に伴って、自らが区局内部統制責任者となったことを踏まえ、他の区局本部で発生した事務処理ミスであっても、同様の事務処理ミスが区局本部内で発生することがないように、内部統制体制の整備及び適切な運用を推進し、事務処理ミスの発生防止に取り組むことが求められる。

**イ 工事関係**

＜監査の結果＞

- ・工事の積算、工事監理、変更等の契約手続などにおいて、不適切な事例が見受けられた。
- ・特に安全管理では、重大な事故につながりかねない危険な状況が見受けられた。

**意見 工事の安全管理の徹底に向けた取組 (P. 66)**

受発注者双方の安全意識を向上させ、工事事故の発生を未然に防ぐために、

- ・各区局においては、特に経験の浅い技術職員に対し、法令等の知識習得を促すとともに、多くの現場経験を積ませるように努めることが求められる。
- ・監督員においては、請負人が行うべき安全管理を確認した上で適切な指導等を行うとともに、安全管理をはじめとした施工管理の実施状況を工事成績評価へ適切に反映させることが求められる。

**(3) 財政援助団体等監査**

＜監査の結果＞

- ・固定資産及び備品の管理に関して前回（平成23年度）監査と同じ指摘事項が、今回の監査においても起こっている例などが見受けられた。
- ・使用可能な資金を保有しているにもかかわらず補助金を前金払した事例、補助金交付要綱において補助対象経費が明確となっていなかった事例が見受けられた。

**意見 財政援助団体等監査に係る監査委員の意見 (P. 82)**

- ・各団体においては、適切な内部統制の整備・運用を行うこと、また、所管局においても、同じ指摘事項が繰り返されないよう、団体と連携して定期的に確認していくことが求められる。
- ・区局においては、補助金を先払（前金払等）で交付するに際し補助事業の完了前に補助金を交付する必要性などを確認すること、補助金交付要綱等において補助対象経費と対象外経費を明確に区別することなどが求められる。

お問合せ先

監査事務局財務監査課長 佐倉 康之 Tel 045-671-3362